

タルカ状況左記ノ通ニ有之

記

一 經過

(1) 事業主側

A. 事業主ハ十一日ヨリ臨時大工ヲ雇入レ工事ヲ強行セントシタルモ争議團側ハ強硬ニ對抗シ三階迄場上ニテ両者争闘ヲ演セントスルニ至リシヲ以テ警戒員ハ工事ヲ中止セシメタリ

B 更ニ十二日午前三時争議團側ノ出頭前ニ臨時大工十五名ヲ入場セシメ工事ニ従事セシメタリ争議團側ハ後ニ之ヲ知リテ對抗的ニ氣勢ヲ擧ケ双方衝突ノ虞アルヲ以テ工事ヲ中止セシメ且後

ヨリ入場セル争議團側ヲ退場セシメタルカ其儘放任スルニ於テハ危険ノ虞アルヲ以テ所轄警察署ハ双方ノ意嚮ヲ徹シ調停ヲ開始セリ

(2) 労働者側

A. 争議参加者ハ九日以降連日工事場ニ入りシモ就業セス事業主側ニテ臨時工ヲ入ル、マシト對抗スルニ至レリ

B 争議團ハ所轄署調停ニ介入シタル結果十三日午前十時三十分指導者加藤昇(自由労働同盟書記長)急業者ニ經過報告ヲ為シタル上現場ヲ引揚ケタルカ事業主ハ引揚終了迄工事ヲ中止セリ

(3) 交渉状況